

第 243 回

広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和元年 7 月 25 日(木)13:30～14:56
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第1会議室(広島市中区基町 10 番 52 号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議題等 (1)都市計画決定案件 1件
(2)報告事項 2件
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議事録

目 次

1 開会.....	1
2 議事.....	2
(1)第 1 号議案 東広島市都市計画区域区分の変更について	2
(2)報告事項.....	5
①広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告).....	5
②都市計画区域マスタープランの策定について	17
3 閉会.....	24

1 開会

開会 13:30

○**司会** それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第243回広島県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、審議会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。

本日受付にて配布いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、まず、皆様にお配りしております資料について確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、次第、委員名簿、配席表、概要書、議案集、資料-1「第1号議案 東広島都市計画区域区分の変更について」、参考資料 1-1「報告事項 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)」、参考資料 1-2「広島県都市計画制度運用方針(素案)」、参考資料 1-3 広島県都市計画制度運用方針(素案)補足資料」、参考資料 1-4「広島県都市計画制度運用方針(素案)用語解説」、参考資料 1-5「広島県都市計画制度運用方針(実務者用)」、参考資料 1-6「広島県都市計画制度運用方針の変更点について」、参考資料 1-7「第5回都市政策部会における意見の対応整理表」、参考資料-2「報告事項「都市計画区域マスタープランの策定について」をお配りしております。

資料について不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

○**司会** それでは、次に、前回の審議会以降に委員の異動がございましたので、御紹介いたします。

恐れ入りますが、お手元の委員名簿をごらんください。

前回の審議会以降で新たに2名の委員の方に御就任いただいております。

審議会条例第2条第1項第4号「県議会の議員」からの委員でございますが、令和元年6月20日付で新たに富永健三委員、中原好治委員に御就任いただいております。

本日の会議時間は約1時間40分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が会議の議長となっておりますことから、藤原会長、よろしく願いいたします。

○**藤原会長** 皆さん、こんにちは。大変御苦労さまです。

それでは、早速でございますが、本日の審議に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の出席委員は14名で、2分の1以上の出席となっておりますので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立しています。

このことより、第243回広島県都市計画審議会を開会いたします。

まず、議事録署名委員を指名いたします。

今回は渡邊委員，田川委員，よろしくお願いいたします。

それでは，議事次第に沿って進めてまいりたいと思いますので，お願いします。

2 議事

(1) 第 1 号議案 東広島市都市計画区域区分の変更について

○藤原会長 本日は，付議案件が 1 件と事務局からの報告事項が 2 件ございます。

それでは，まず，第 1 号議案につきまして，事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 失礼いたします。都市計画課長の栢と申します。

本日の議案並びに報告事項について，御説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは，お手元の資料，第 1 号議案「東広島都市計画区域区分の変更について」を御説明させていただきます。

議案書では 1 ページからでございますが，前方のスクリーンを用いて御説明をさせていただきます。

まず，区域区分の概要でございます。

「区域区分」とは，都市の土地利用の根幹にかかわる重要な都市計画であり，無秩序な市街化を防止し，計画的に市街化を進めるため，都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することでございます。

市街化区域では，道路・公園・下水道などの公共施設の整備を優先的に進め，計画的に良好な市街地の形成を図ることとしており，一方で市街化調整区域では，農地などの保全を優先し，市街化を抑制することとしております。

続きまして，区域区分の変更にあたっての基本的な考え方でございます。

区域区分の変更にあたりましては，現行の都市計画区域マスタープランで示します平成 32 年(元号がかわりましたので令和 2 年)の目標年次における市街化区域の規模を上限としております。

市街化区域への編入は，①既に市街地を形成している区域，もしくは市街化が進行し市街地の形成が確実と見込まれる区域，②おおむね 10 年以内に優先的，かつ計画的に市街化を図るべき区域，③軽易な変更で，都市計画上必要な区域としております。

次に，本議案の対象区域となっております特定保留区域について，御説明をさせていただきます。

「特定保留区域」とは，市街化区域とすることが妥当とされる区域のうち，地区計画などによる計画的市街地整備の見込みがその時点で確実でない区域について設定し，市街化調整区域のまま，市街化区域への編入を保留する区域でございます。

なお，特定保留区域は，市街化区域への編入要件が整った時点で市街化区域に編入することとしております。

続きまして、今回の区域区分の変更にあたり、上位計画での位置づけについて御説明をさせていただきます。

広島県では「東広島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(東広島都市計画区域マスタープラン)」を定めております。

この中で、東広島市の都市づくりの基本目標を「先端技術を創出する自然と調和した拠点都市」としております。

この上位計画を踏まえて、市街地整備を図るために、区域区分の変更を行うこととしております。

また、東広島市では「東広島市の都市計画に関する基本的な方針(東広島市都市計画マスタープラン)」を定めております。

この中で、東広島市の都市づくりの基本方針を「1 自然環境と調和した都市づくり」「2 地域特性に応じた拠点及び市街地づくり」「3 人と地域の交流を育むネットワークづくり」「4 快適で利便性の高い都市づくり」「5 安全・安心で開かれた都市づくり」と定め、都市づくりを進めております。

続きまして、東広島都市計画区域の変遷でございます。

東広島都市計画は、市町村合併に伴う都市計画区域の再編によって、旧東広島市の東広島都市計画区域と旧黒瀬町の黒瀬都市計画区域を統合したのが、現況の東広島都市計画区域でございます。

続いて、東広島都市計画区域区分の変遷でございます。

旧東広島市における東広島都市計画区域は、昭和 51 年に最初の区域区分の決定を行っており、その後、平成元年、平成 9 年、平成 20 年の 3 回にわたって定期的に区域区分の変更を行っております。

旧黒瀬町における黒瀬都市計画区域は、平成 3 年に最初の区域区分の決定を行っており、その後、平成 12 年、平成 17 年の 2 回にわたって区域区分の変更を行っております。

その後、この二つの都市計画区域を平成 25 年に統合し、現行の東広島都市計画区域となり、統合後、平成 29 年度に区域区分の変更を行っております。

平成 29 年度に行いました区域区分の変更箇所図でございます。

スライドで表示しております 19 地区、計約 221.5 ヘクタールを市街化区域へ編入し、赤丸でお示ししております助実第 2 地区、それから吉川工業団地北地区の 2 地区につきましては特定保留区域へと位置づけたところでございます。

今回の区域区分の変更では、平成 29 年度に特定保留区域と位置づけた助実第 2 地区について、開発の熟度が高まったことから、市街化区域へ編入するものでございます。

なお、同様に特定保留区域に位置づけております吉川工業団地北地区については、産業団地の造成の熟度が高まり、開発の見通しが立つまで、引き続き特定保留区域として位置づけます。

それでは、今回区域区分を変更し、市街化区域へ編入する助実第 2 地区について御説明いたします。

助実第 2 地区は、西条駅の南東側、そして西条インターチェンジ南側の国道 375 号に面した場所に位置しております。

こちらが助実第 2 地区の区域図でございます。

赤で着色した範囲およそ 20.8 ヘクタールを市街化区域へ編入する区域としております。

今回の区域区分の変更では、助実第 2 地区において、商業施設用地の開発の熟度が高まり、計画的な市街化の見通しが立ったことから、特定保留を解除し、市街化区域に編入するものでございます。

続いて、助実第 2 地区の航空写真でございます。

赤枠で囲まれた範囲が今回の対象区域になりますが、スライドの左側においては国道 375 号が、スライドの右側においては西条中央循環線が既に整備されたところでございます。

続きまして、市街地規模について御説明をいたします。

現行の区域マスタープランにおいては、目標年であります平成 32 年(令和 2 年)における市街化区域の面積をおおむね 3103 ヘクタールとしております。

今回の区域区分の変更に伴い、約 20.8 ヘクタールを市街化区域に編入することとなり、市街化区域の面積が現在の約 2958 ヘクタールから約 2979 ヘクタールへと変更となります。

続きまして、用途地域について御説明をいたします。

こちらは用途地域の計画図でございます。

助実第 2 地区においては、幹線道路沿道の利便性を生かした商業・業務機能などの集積を図るため、近隣商業地域に指定することとしております。

次に、地区計画について御説明いたします。

こちらは地区計画の計画図でございます。

幹線道路沿道にふさわしい商業地として、適切な土地利用を誘導するとともに、既存の居住地の住環境に配慮した良好な市街地の形成を図るため、地区計画を決定することとしております。

こちらは土地利用計画図でございます。

スライド上部中央付近にある居住ゾーンには既存住宅が、商業ゾーンには商業施設が、立地する予定となっております。

なお、ただいま説明をいたしました用途地域の指定、地区計画の決定につきましては、県と調整の上、東広島市が行うこととしており、7 月 3 日に開催されました東広島市都市計画審議会において適当である旨の回答がなされております。

本案につきましては、令和元年 6 月 3 日から 6 月 17 日まで約 2 週間の縦覧に供しまし

たが、意見書の提出はございませんでした。

第 1 号議案の説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願います。

○**藤原会長** それでは、議案の審議をいたします。

先ほどの御説明につきまして何か御質問あるいは御意見ございましたら、願います。いかがでしょうか。

○**杉原委員** このたび市街化区域に編入される土地の西側に市街化調整区域が残っているのですが、市街化区域に隣接する地域ではなくて、間を置いてこの地域が編入されることになったのはなぜなのでしょう。

○**事務局** 今、御質問のありました助実第 2 地区の西側の敷地におきましては、現時点では開発の見込みがないことから、引き続き市街化調整区域としております。

しかしながら、当地区につきましては、東広島市の都市計画マスタープランにおきまして計画的市街地誘導地区として位置づけ、利便性の高い沿道型商業地の形成を図ることとしており、これらの開発の熟度が高まった段階で改めて市街化区域の編入について、検討させていただくということになっております。

○**藤原会長** ほかにございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** 特にないようですので、第 1 号議案につきましては原案どおりと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**藤原会長** 御異議ありませんので、第 1 号議案につきましては原案どおりとさせていただきます。

本日の議案については以上でございます。

(2) 報告事項

① 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)

○**藤原会長** 続きまして、報告事項がございますので、願います。

まず、報告事項 1 番目について、事務局から説明を願います。

○**事務局** それでは、報告事項といたしまして、まず初めに、参考資料 1-1 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて、中間報告をさせていただきます。

なお、この運用方針の見直しにつきましては、当初、2 月の都市計画審議会で中間報告をさせていただくこととしておりましたが、昨年 7 月の豪雨災害を受けまして、委員の方から、災害リスクの高い土地の土地利用について記載を充実すべきとの御意見を受け、部会の開催回数を増やしたことにより、本日の中間報告になりました。

報告は約 40 分を予定しております。

それでは、前方のスクリーンにて報告をさせていただきます。

本日御説明させていただきます内容は、「1 これまでの経緯について」「2 広島県都市計画制度運用方針(素案)について」「3 現行の運用方針からの変更点について」「4 今後の予定について」となります。

それでは、「1 これまでの経緯について」、御説明をさせていただきます。

これまでの経緯といたしまして、「広島県都市計画制度運用方針」につきましては、本県の都市づくりの透明化や、都市計画制度の明確で積極的な活用、県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け、県の都市計画の運用に活用させることを目的に、平成 14 年 3 月に策定いたしました。

しかしながら、都市計画法の改正や社会情勢の変化などに十分対応できない状況となってきたことから、平成 30 年 2 月に開催いたしました第 239 回都市計画審議会におきまして、広島県都市計画制度運用方針の見直しについて検討する専門部会であり、都市政策部会の設置について諮問し、異存ない旨の御回答をいただいたことから、見直し作業に着手いたしました。

続きまして、検討組織の体制です。

運用方針の見直しに当たりましては、事務局であります都市計画課と都市圏魅力づくり推進課が検討資料を作成し、庁内組織で構成される都市計画推進協議会や市町担当者会議において相互調整や意見集約を図ったのちに、都市政策部会へ資料を提出し、検討を進めてまいりました。

都市政策部会につきましては、これまで 5 回開催させていただいております。

第 1 回部会におきまして、広島県の都市を取り巻く課題・潮流から、広島県における都市の目指すべき将来像として、五つの将来像を設定いたしました。

そのうち、第 2 回部会から第 4 回部会では、設定した五つの将来像の実現に向け、課題を整理するとともに、どのような方針で都市計画制度などを運用していくかという具体の制度運用について御検討いただきました。

また、第 4 回部会では、新しい運用方針の素案について御検討いただき、第 5 回部会においてその修正案について御検討いただいたところでございます。

続きまして、新しい広島県都市計画制度運用方針の素案について御説明をいたします。

なお、本日お手元にも、参考資料 1-2 としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

まず、素案の構成について御説明いたします。

構成といたしましては、第 1 章の「基本的事項」において、運用方針改訂の趣旨や位置づけ、対象とする施策の範囲や目標年次などを記載しております。

次に、第 2 章の「広島県における都市の現状と目指すべき将来像」において、広島県の

都市を取り巻く課題と潮流を整理し、都市の目指すべき将来像を記載しております。

次に、第 3 章の「目指すべき将来像の実現に向けた基本的な考え方」において、都市づくりの基本圏域や都市計画法の適用を受ける区域である都市計画区域、個別の都市計画の方針を示すマスタープランなどについて、基本的な考え方を記載しております。

次に、第 4 章の「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」において、目指すべき将来像の実現に向け、どのような方針を持ち、都市計画制度などを運用していくかを記載しております。

また、本章におきましては、あわせて、技術革新や都市構造の変化などにより、今後の都市計画行政において考えられる課題を記載しております。

次に、補足資料といたしまして、第 4 章における「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」のバックデータなどを掲載した資料及び用語集を添付しております。

次に、各章の目次構成については、スクリーンに示すとおりとなっております。

本日はそのうち、赤く着色している事項に絞って詳細な説明をさせていただきます。

まず、第 1 章の「基本的事項」につきましては、「1 改定の趣旨」「2 位置付け」、「4 対象とする区域」、「5 目標年次」について御説明をいたします。

それでは、改定の趣旨について御説明いたします。

高度経済成長期の都市への急速な人口や諸機能の集中、市街化の無秩序な外延化といった社会経済情勢を背景に、昭和 43 年に現行の都市計画法が制定されました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進展によります都市への人口集中の鎮静化、郊外への開発圧力の低下、自然的環境や景観の保全・創出に対する意識の高まりなど、これまでの「都市化の時代」から「安定・成熟した都市型社会」への移行という状況に対応するため、平成 12 年に都市計画法の大幅な改正が行われました。

こうした背景を踏まえ、本県においては平成 14 年 3 月に、今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として「広島県都市計画制度運用方針」を策定し、運用してまいりました。

しかしながら、運用方針の策定以降、都市をめぐる社会経済情勢はさらに変化してきております。

例えば人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから、必要な都市のサービス機能を集約した集約型都市構造への転換が求められております。

また、大規模災害の頻発を背景といたしまして、都市の災害リスクを低下させ、災害発生時においても人命を守り、被害を最小限にとどめる都市づくりが喫緊の課題となっております。

さらに、二つの世界文化遺産を初めとし、多様な地域資源を有する本県におきましては、インバウンドなどの交流人口が増加傾向にあり、今後も多様な人材をひきつける魅力的な自

然的環境や景観などの保全・創出がより一層重要となってきました。

こうした都市づくりに求められるさまざまな課題や要請に的確に応えるとともに、社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用を推進するため、広島県都市計画制度運用方針の見直しを行うものでございます。

次に、こちらは運用方針の位置づけを示したものとなります。

運用方針は、県が定める都市計画区域マスタープランや個別の都市計画の基本方針であり、市町に対しましては、市町都市計画への技術的助言として市町マスタープランや個別の都市計画などにおける連携と協働を支えていくものとして位置づけております。

続きまして、運用方針が対象とする区域といたしましては、基本的には県内の 20 市町において指定しております都市計画区域内を対象とし、都市計画区域とその周辺地域との連携や周辺地域のまちづくりなど、一部の方針については県全域を対象としております。

また、目標年次といたしまして、おおむね 20 年後を目標とする都市づくりの方向性を定めるものとなります。

次に、第 2 章「広島県における都市の現状と目指すべき将来像」については、2 番目の「広島県の都市を取り巻く課題と潮流」、3 番目の「広島県における都市の目指すべき将来像」について御説明いたします。

広島県における都市の目指すべき将来像を設定するに当たりましては、本県の総合計画である「ひろしま未来チャレンジビジョン」や平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興プランなどを踏まえ、まず、都市構造の視点、国内外から魅力ある地域として選ばれるための視点、県民一人一人が地域に愛着と誇りを持ち、住み続けるための視点、この三つの視点から、広島県の都市における課題・潮流を整理しております。

例えば都市構造の視点では、課題・潮流といたしまして、低密度に拡散した市街地、中山間地域などにおける既存集落の居住環境、情報通信技術の発展という 3 点を整理しております。

次に、整理した都市を取り巻く課題と潮流から、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」「活力を生み出す都市」「魅力あふれる都市」「安全・安心に暮らせる都市」「住民主体のまちづくりが進む都市」の五つの将来像を設定し、それぞれの将来像の実現に向けた基本方針を設定いたしました。

具体的には、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」とは、急激な人口減少や高齢化の進展に対応した、歩いて暮らせる、働ける、多様性に満ちた都市を、「安全・安心に暮らせる都市」とは、誰もが健康で安心して暮らしていける、強くしてしなやかな都市を、「活力を生み出す都市」とは、県内外の企業や人々から魅力ある地域として選ばれ、本県が持続的に成長するための都市を、「魅力あふれる都市」とは、国内外の多くの人々が「訪れたい」「住みたい」「働きたい」と思えるような広島らしい都市的魅力と豊かな自然・緑にあふれた都市を、「住民主体のまちづくりが進む都市」とは、住民と企業などが主体性を持って行政と連携し、

まちづくりや維持管理、地域経営に積極的にかかわる都市を目指すものでございます。

将来像のイメージといたしましては、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」という都市構造におきまして、災害に強く、誰もが暮らしやすい安全・安心を基本に、「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を、住民が主体となりまして、行政がサポートしながら、協働でつくり上げてまいります。

次に、第 3 章の「目指すべき将来像の実現に向けた基本的な考え方」につきましては、1 番の「都市計画行政の基本姿勢」、2 番の「都市づくりの基本圏域」、4 番の「マスタープランに関する基本方針」について御説明いたします。

まず、「都市計画行政の基本姿勢」といたしまして、四つの方針を示しております。

一つ目に、「目指すべき将来像の共有化」といたしまして、目指すべき将来像を明確にし、積極的に情報発信していくことで、広く共有化を図り、官民が一体となった都市づくりを推進することを記載しております。

二つ目に、「総合的・広域的な取組の推進」といたしまして、分野を超えた総合的な取り組みと、県と市町及び市町相互が連携した広域的な取り組みを推進することを記載しております。

三つ目に、「持続可能な体制づくり」といたしまして、行政間の連携体制の強化に加え、担い手の輪を広げ、行政、住民、企業などが相互に連携・補完しながら維持する体制づくりを推進することを記載しております。

四つ目に、「適切な進捗管理」といたしまして、住民などにわかりやすい評価指標あるいは評価手法を導入し、PDCA サイクルにより適宜・適切に評価を行うとともに、その結果を踏まえた都市計画の決定・変更を活用すること記載しております。

次に、都市づくりの基本圏域でございます。

これまで本県におきましては、強い結びつきのある一体的な地域を圏域として設定し、圏域を単位とした広域都市づくりを推進してまいりました。

このたび改めて、日常生活上の結びつき、それから都市の地理的位置関係、上位計画との整合、この三つの観点から圏域を設定いたします。

結果といたしましては、これまでと同様、大竹市などの 15 市町から構成される広島圏域、三原市などの 6 市町から構成される備後圏域、三次市・庄原市から構成される備北圏域の 3 圏域を設定しております。

次に、マスタープランに関する基本方針についてでございます。

マスタープランについては、大きく三つの制度といたしまして、県が定める「都市計画区域マスタープラン」、市町が定める「市町マスタープラン」及び「立地適正化計画」についての方針を記載しております。

具体的な記載内容といたしまして、県が定める「都市計画区域マスタープラン」につきましては、都市計画区域マスタープランより、市町マスタープランが広域である状態を解消すると

ともに、都市計画区域外も充実させまして、広域的な都市づくりをより一層推進するために、都市計画区域マスタープランにおいては広域都市づくりの三つの圏域ごとに、都市計画区域外も含めまして、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することを記載しております。

次に、市町が定めます「市町マスタープラン」については、都市計画区域外も含む行政区域全体を見据えた総合的なまちづくりの指針とするとともに、市街地ごとの将来像を明らかにするため、都市機能や居住の集約を図るべき拠点やその拠点間をつなぐ公共交通ネットワークなどについて、将来都市構造図などにより示すことを記載しております。

次に、「立地適正化計画」につきましては、居住誘導区域は、都市機能や居住が集積している市町の中心拠点や地域の生活拠点、市町村合併前の旧市町村の中心部などを中心に設定することを記載しております。

次に、第4章「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」につきましては、第2章において設定いたしました都市の目指すべき将来像ごとに将来像の実現に向けてどのように都市計画制度などを運用していくかという、運用方策を記載しております。

本章につきましては、2番目の「将来像の実現に向けた都市計画制度の運用方策」、4番目の「今後の都市計画行政において考えられる課題」について御説明をさせていただきます。

まず、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」の実現に向けた運用方策について、大きく分けて、11のテーマ別にそれぞれ運用方策を整理いたしました。

本日はこの中から、近年の社会情勢などを踏まえまして、現行の運用方針から大幅に修正した箇所や追加した箇所などについて御説明をさせていただきます。

市町の中心拠点や地域の生活拠点などへの居住・都市機能の誘導につきまして、現状といたしましては、戦後の人口増加やモータリゼーションの進展に伴い、郊外開発が進み市街地が拡大してきたものの、今後急速な人口減少が見込まれる現状におきまして、拡散した市街地のまま居住が低密度化することにより、一定の人口密度により支えられてきた医療・教育・商業などの生活サービスの提供が困難になりかねない状況にあります。

また、こちらのスライドは、県内の住宅団地における土砂災害警戒区域等の指定状況の絵でございますが、災害のおそれのある土地の区域の調査や指定が進みまして、災害リスクの高い区域において都市的土地利用が行われている状況が明らかになってきており、災害リスクの低い区域へ居住を誘導することが求められております。

こうした現状を踏まえまして、運用方策におきましては、まず、立地適正化計画において都市機能や居住が集積している市町の中心拠点や地域の生活拠点、市町村合併前の旧市町村の中心部などを拠点として位置づけるとともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域に設定し、区域内に居住や都市機能を誘導することで、長期的に都市の集約化を図ること、また、居住誘導区域、都市機能誘導区域については、災害リスクの高い区域を含めないこと

とし、災害リスクの低い区域への居住や、都市機能の誘導を図ることを記載しております。

次に、市街化調整区域への編入についてでございます。

現状といたしまして、先ほども御説明いたしました、土砂災害特別警戒区域などの指定が進んでいることによりまして、市街化区域にも災害の発生のおそれのある土地の区域が含まれている現状が明らかになり、こうした区域について、市街化調整区域への編入を検討する必要があると考えております。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合につきましては、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用について検討すること、また、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域につきましては、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行うことを記載しております。

次に、市街化調整区域における開発許可制度の適切かつ柔軟な運用についてでございます。

現状といたしまして、市街化を抑制すべき市街化調整区域におきましても、50戸連たん制度などの開発の緩和制度があり、こうした開発許可のあり方は、まちなかの空洞化・低密度化を進行させるだけでなく、郊外における集落の分散を進行させる可能性があります。

こちらの図は、50戸連たん制度などの開発の緩和制度を運用している自治体における市街化区域の縁辺部の状況を示しておりますが、平成17年に比べ、平成27年には市街化区域に近接する市街化調整区域において、開発が進行している状況が見てとれます。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、50戸連たんなどの開発許可は市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう、市街地からの距離や接道要件、開発許可基準を適用する区域を限定するなどの見直しや、あるいは廃止を含めた検討を行うことを記載しております。

続きまして、地域交通ネットワークの強化・再構築についてでございます。

現状といたしまして、モータリゼーションや人口減少・少子高齢化の進展により、地方においては、中山間地域のみならず、都市内交通や拠点間交通においても、利用者の減少から路線の廃止や減便などが行われ、ネットワークの縮小やサービスの低下が懸念されております。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、拠点間の適切な都市機能の分担と相互補完や交流・連携を促進する幹線道路ネットワークの整備と適切な維持管理を図るとともに、交通事業者との連携のもとで利便性の高い公共交通ネットワークの強化・再構築を図ることを記載しております。

次に、安全・安心に暮らせる都市の実現に向けた運用方策についてでございます。

大きく分けて、五つのテーマ別にそれぞれ運用方策を整理いたしました。

まず、災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限についてでございます。

現状といたしまして、平成30年7月豪雨による災害では、災害リスクの高い区域において甚大な被害が生じており、土砂災害による死者の約9割が土砂災害警戒区域などの危険箇所にて被災しております。

こちらについては、広島県に限らず、全国的にも同様の傾向となっております。

続いて、こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、災害リスクの高い区域は都市的土地利用を抑制していくこととし、具体的には立地適正化計画の策定などにより、中長期的な観点から、災害リスクの高い区域から災害リスクの低い区域への居住を誘導する取り組みを促進し、災害リスクの低い区域へ市街地を形成することを基本的な考え方とすること、また、災害リスクの高い区域につきましては、特に住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限を検討することを記載しております。

次に、市町の復興まちづくり計画策定に向けた取組の推進についてでございます。

現状といたしましては、県による「広島県災害復興都市計画マニュアル」は策定されておりますが、市町での計画策定はまだ進んでおりません。

こうした現状を踏まえ、運用方針におきましては、市町が「広島県災害復興都市計画マニュアル」を活用し、地域の実情に応じた復興マニュアルの作成を推進するとともに、模擬訓練などを実施することで、県・市町職員の復興体制の強化や対応力を図っていくこと、また、復興マニュアルの策定を行う際には、単純に被災前の水準への復旧のみを目的としたものとせず、各地域の将来計画を見据えて立案することを記載しております。

次に、活力を生み出す都市の実現に向けた運用方策についてでございます。

大きく分けて、七つのテーマ別にそれぞれ運用方策を整理いたしました。

まず、用途地域の変更についてですが、現状といたしまして、こちらの写真は広島市内の中心部にありますマンションの写真でございますが、近年、都心部など業務集積地においてマンションなどの集合住宅が立地するなど、建物用途の混在化が進行しており、中枢・中核都市拠点などにおける商業・業務機能の強化、活性化のためには、適切な用途地域の見直しが必要となります。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、広島市、福山市の中心部におきましては、店舗の連続性の確保によるにぎわいづくりのため、低層部に商業、中高層部に業務といった立体的な土地利用を促進することを記載しております。

次に、市街化調整区域における地区計画の適切な運用についてでございます。

現状といたしまして、産業振興や雇用確保のため、企業誘致を促進する必要がありますが、立地条件のよい高速道路インターチェンジ付近の土地の多くが、厳しい土地利用制限がかかっている市街化調整区域に位置しており、産業用地を確保する上での支障となっております。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、市街化調整区域にある高速道路

インターチェンジ付近など、企業誘致を行う上で、立地条件のよいまとまった土地におきましては、地域の産業振興や雇用創出を図るため、地区計画の活用により計画的な市街地形成を推進することを記載しております。

次に、魅力あふれる都市の実現に向けた運用方策についてでございます。

大きく分けて、四つのテーマ別にそれぞれ運用方策を整理いたしました。

この中で、エリアマネジメントによる継続的な都市づくりについてです。

現状といたしましては、県内でもエリアマネジメントの取り組みが始まっておりますが、活動の普及には、初期段階におけるまちづくりを行う人材の不足や活動資金の調達などの課題がございます。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、県や市町は、エリアマネジメント団体の立ち上げに向け、ワークショップや勉強会の開催など技術的な支援を行うことで、エリアマネジメント団体による地域の仕組みや、財産などを活用したまちづくりの促進を図ること、また、まちづくりを継続的に行うためには、エリアマネジメント活動を行うための安定した財源の確保が必要となるため、地域再生エリアマネジメント負担金制度、いわゆる BID 制度などの活用について検討することを記載しております。

次に、住民主体のまちづくりが進む都市の実現に向けた運用方策についてでございます。

大きく分けて、五つのテーマ別にそれぞれ運用方策を整理いたしました。

まず、都市づくりに係わる民間活動の支援についてでございます。

現状といたしまして、住民などが行うまちづくり活動やまちなみづくり、景観保全などの活動を促すため公益的事業などに対する支援制度を導入している市町があり、このような行政との連携によるまちづくりの取り組みを促進する必要があります。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、まちづくりに関心が高い地域住民や関係機関などを集めたまちづくり協議会の設立や、地域にかかわるさまざまな住民、団体、企業などを交えた具体的なまちづくりの方法を検討するためのワークショップの開催など、市町と地域とのパートナーシップによる取り組みを促進すること、また、市町で進められている住民参加型まちづくりや、まちづくり協議会などのリーダーの交流の場づくりを促進することを記載しております。

次に、提案制度の活用についてでございます。

現状といたしまして、市町において都市計画に関するホームページなどで情報発信は行っているものの、地域においてまちづくりの知識を有する人が少ないこともあり、住民や民間団体などが主体となった都市計画提案が活用された事例は少ない状況でございます。

こうした現状を踏まえまして、運用方針におきましては、まちづくりの主導権を住民などが持ち、地域のニーズや実情に応じた住民主体のまちづくりが促進されるよう、都市計画提案制度に関する積極的な情報発信や専門家の派遣などを推進することを記載しております。

なお、これまで御説明いたしましたように、素案におきましては、将来像ごとに運用方策を記載しているわけですが、都市政策部会におきまして、都市計画を知っている人にとっては、かえってわかりにくいものとなっていないかという御意見をいただきましたことから、都市計画制度の運用方策の各項目を 10 の取り組みテーマ別に取りまとめた実務者用の冊子を、素案とは別に作成することを考えております。

こちらの資料につきましては、本日お手元にも参考資料 1-5 としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、今後の都市計画行政において考えられる課題についてでございます。

こちらは、都市政策部会におきまして、20 年後のまちづくりに向けて必要となるものについて各委員に想定されるものを聞いて、問題提起しておかなくてはいけないのではないかという意見をいただいたことから、委員の方々から想定されることを伺い、整理をいたしました。

例えば一つ目の自動運転についてでございますが、その技術の進展により、郊外や居住誘導区域外に居住することも選択肢となり、そうした地域に居住する場合の条件設定が必要となることや、自動運転による速度管理あるいは車間を詰めて走行するプラトウニングなどにより、交通渋滞の緩和が行われ、それにより道路空間の再配分が必要となるといったことが考えられる課題として整理しております。

同様に、ライドシェアサービスや 5G(いわゆる第 5 世代移動通信システム)によりもたらされるデジタルトランスフォーメーションによる社会変化などの 8 項目につきまして、今後の都市計画行政において考えられる課題を整理しております。

続きまして、「現行の運用方針からの変更点について」御説明をいたします。

左側が現行の運用方針の構成、右側が見直し案の構成となっております。取り組みテーマ別に、現行の運用方針から削除した項目を青色、それから現行の運用方針から追加した項目をオレンジ色で示しております。

こちらの資料につきましては、本日お手元にも参考資料 1-6 としてお配りしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

主な変更点といたしましては、「コンパクト＋ネットワーク型の都市」に対応し、市町マスタープランや立地適正化計画の策定方針に関する項目、都市計画区域外の秩序ある土地利用の誘導に関する項目、「(6)都市施設の適切な配置」を追加しております。

次に、「安全・安心に暮らせる都市」に対応し、「(8)防災都市づくりの推進」を追加しております。

次に、「活力を生み出す都市」に対応し、「(7)市街地整備の推進」「(9)魅力あるまちづくりの推進」を追加しております。

次に、「魅力あふれる都市」に対応し、「(9)魅力あるまちづくりの推進」を追加しております。

最後に、「住民主体のまちづくりが進む都市」に対応し、平成 14 年の都市計画法の改正

により新設されました都市計画提案制度の普及などを踏まえ、住民主体のまちづくりを促進するための方針を追加しております。

次に、「今後の予定について」でございます。

本日御説明させていただきました運用方針の素案につきまして、8月下旬から1カ月間パブリックコメントを実施いたします。

その後、パブリックコメントでいただいた意見への対応などを整理いたしまして、10月に予定しております第6回都市政策部会において答申案を御検討いただき、11月に開催いたします都市計画審議会において、平成30年2月のこの諮問に対する答申をいただく予定としております。

最後に、第5回都市政策部会においていただいております意見につきまして、本日お手元にお配りしております参考資料1-7において、その意見の趣旨と対応方針を整理し、本日の資料に反映させていただいておりますので、あわせて御報告いただきます。

以上で広島県都市計画制度運用方針の見直しについての中間報告を終わらせていただきます。

○**藤原会長** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○**渡邊委員** 非常によくできていると僕は思って、すごく感心して聞かせていただきました。

平成14年に前回の運用方針がつくられて、その後、都市計画法の中で色々な改正があったのですが、実は都市計画法の外でも、例えば「エコまち法」ができたり、都市再生特別措置法の中で立地適正化法ができたり、都市計画が、都市計画法の中だけではなくて、その外側でもかなり動きがあって、その動きを今回は非常に丁寧に拾って、運用方針の中に埋め込まれているというのは、僕は非常にすばらしいなと思って聞かせていただきました。

普通の冊子以外にも、実務者用という、個人的にはそちらのほうがすごく見やすかったのですが、そういうのもつくっていただいたり、すごく精力的につくられて、私としては非常にいいものができたのではないかと思った次第でございます。

感想でございました。ありがとうございます。

○**藤原会長** お褒めのお言葉でした。

ほかに御意見ございますか。お願いします。

○**大浦委員** 参考意見でございます。

農林水産省でございます。

今、御説明にありましたが、本都市計画審議会の諮問が平成30年2月ということで、そのあと、西日本豪雨があり、審議の回数が増えてきているというお話でございました。

西日本豪雨の被害は広島県にとっても大変大きかったわけでございますし、一方で、国土の均衡ある保全、管理、あるいはこれからの発展ということからすれば、私ども農林水産省

としても一体的な取り組みが不可欠であろうと思っています。

それにあわせて、西日本豪雨のあとに農林水産省では、特に兵庫県、広島県に多い農業用のため池についてどうしていくかということについて、先の国会でため池保全法という法律をつくらせていただきました。

それと、この諮問ののち、幾つか社会情勢の大きな変化があったということで、今の御説明があったのですが、1点だけ参考意見なのですが、スライド番号の31番で、災害を未然に防いでいく、あるいは安心な暮らしのため、市街化区域を市街化調整区域に編入していくという御説明があったと思うのですが、市街化区域の隣接部分には農業生産をしている空間、場がたくさんあります。

また、農林水産省では農振法という法律を運用させていただいているわけですが、市街化調整区域に隣接する形で農振地域が設定されている場合もよくあります。

広島県の場合もそういった状況は非常にたくさんあるわけですが、先ほどのため池の問題をどうやっていくかということは、農業生産もそうですが、都市生活の上でも非常に大事な観点になっていくのではないかと思います。

ということで、例えば31ページのような、プレゼンをするときに市街化区域から市街化調整区域に編入するという、単なるそういう表現のほかに、ぜひ、「農業上の土地利用に十分留意しつつ」や「県土の安全な暮らしを確保していくために」など、一言つけ加えていただいたプレゼンにしていいただければより幸いではないかということで、参考意見でございました。

○事務局 御助言ありがとうございました。

それらの意味も包括いたしまして、このような一つの表現にはさせていただいておりますけれども、今後県民の皆様方にお示しする際には、そのあたりも十分な伝達をさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○藤原会長 そのほかにかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原会長 特によろしいでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原会長 そうしますと、先ほどいただきました表現に留意する点につきましては、本日もいただいた重要な意見でありますので、このあとパブリックコメントをする予定で、そこから多分幾つか意見をいただけたと思います。その意見とあわせて、事務局で修正をしていただいて、次回の都市政策部会で審議をさせていただきたいと思いますが、そのような整理でよろしうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤原会長 ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。

またお気づきの点がございましたら、この会議が終わったあとでも結構ですので、事務局

のほうにお寄せいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、5分間休憩をとりたいと思います。

休憩 14:26

(休憩)

再開 14:31

②都市計画区域マスタープランの策定について

○**藤原会長** それでは、皆さんお集まりのようですので、再開させていただきます。

報告事項②につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 続きまして、参考資料-2により、都市計画区域マスタープランの策定について御説明をさせていただきます。

御説明に先立ちまして、この都市計画区域マスタープランでございますが、現行の都市計画区域マスタープランの目標年次が令和2年になっております。

その令和2年を迎えるに当たりまして、この現行都市計画区域マスタープランを改めて策定していく必要があるということから、今日はその策定につきまして今後検討を進めていくことを御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、都市計画区域マスタープランの制度や位置づけについて御説明をさせていただきます。

「都市計画区域マスタープラン」、正式名は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」でございますが、こちらは、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての基本的な方針を明らかにするものでございます。

都市計画法第6条の2におきまして、「都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。」と規定されておきまして、都市計画区域ごとに県が策定いたします。

都市計画区域マスタープランにおきましては、都市計画の基本的方針として、三つの項目について定めます。

一つ目が「都市計画の目標」といたしまして目指すべき都市の将来像を、二つ目は「区域区分の決定の有無及びその方針」を、三つ目は「主要な都市計画の決定の方針」といたしまして土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業に関する事項を定めます。

都市計画区域マスタープランは、広島県都市計画制度運用方針に基づき策定いたします。

県が都市計画区域マスタープランで広域的・根幹的事項を定めるのに対しまして、市町は、県の都市計画区域マスタープランに即しながら、市町マスタープランで地域に密着した事項につきまして定めることとなっております。

このたび現行の都市計画区域マスタープランにおいて、目標年としてきました平成 32 年（元号がかわりまして令和 2 年）に到達することから、新たなマスタープランを策定する必要が生じたものでございます。

策定に当たりましては、人口減少・少子化や高齢化の進展、自然災害の多発化・激甚化など、現行マスタープラン策定後の社会情勢の変化を踏まえて行う必要がございます。

この社会情勢の変化を踏まえました広島県の都市の目指すべき将来像につきましては、先ほどの都市計画制度運用方針におきまして「コンパクト＋ネットワーク型の都市」「魅力あふれる都市」「活力を生み出す都市」「安全・安心に暮らせる都市」「住民主体のまちづくりが進む都市」としておりますので、この将来像に基づいて区域マスタープランを検討していくこととなります。

新たなマスタープランでの目標年次について御説明をさせていただきます。

都市計画区域マスタープランでは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、おおむね 10 年後までに実施する方針を定めることから、現行のマスタープランでは、基準年を平成 17 年として、目標年を平成 32 年としてまいりました。

新たなマスタープランにおきましては、国勢調査が行われました平成 27 年を基準年といたしまして、目標年を令和 12 年といたします。

新たなマスタープランの圏域の設定についてですが、現行のマスタープランにより、広域的な範囲を対象とするよう考えております。

現行の都市計画区域マスタープランは 22 の都市計画区域ごとに策定しておりました。

しかしながら、市町村合併により、一つの行政区域に複数の都市計画区域が存在するという状態となっておりますため、県の定める都市計画区域マスタープランより市町の定める市町マスタープランの方が広域を対象に策定されている状態となっていることや、都市計画区域内外にわたる課題への対応が必要となってきたことから、一定のまとまりを持つ圏域ごとのマスタープランを策定することとしております。

スクリーンに現行のマスタープランと新たなマスタープランの新旧の対比をお示しいたします。

現行のマスタープランは 3 圏域のマスタープランを任意で作成しており、その上で 22 の区域のマスタープランを法定計画として策定しておりました。

新たに策定するマスタープランは、22 の区域マスタープランを包括する形で、3 圏域のマスタープランを法定計画として策定することとしています。

新たな区域マスタープランでの圏域設定の考え方は、次の①から③の観点から設定しております。

一つ目は、「日常生活における結びつきによる検証」といたしまして、通勤や通学などにおいて日常生活上の結びつきを有する複数の都市からなる地域を基本としております。

二つ目は、「都市の地理的位置による検証」といたしまして、日常の生活範囲のおおむね1時間で移動できる範囲を基本としております。

三つ目ですが、「上位関連計画との整合性」でございます。

まず、一つ目の日常生活における結びつきから御説明をいたします。

スクリーンの図は、通勤に伴う都市間の流出・流入人口を示しております。

各都市の丸印は、それぞれの都市に住んでいる就業者のうち、自らの市町内で就業している割合を表しており、割合が高いほど大きな丸印で表現しております。

一方、都市間を結ぶ矢印といたしましては、就業者の他市町への流出割合を表しており、割合が高いほど太い矢印で表現しております。

広島圏域の通勤者は他市町から広島市への流入が最も顕著となっております。

安芸高田市や竹原市では、他の圏域への流出もありますが、広島市や東広島市への流出率が高く、広島圏域との結びつきが強い状況でございます。

備後圏の通勤者は他市町から福山市への流入が最も顕著となっております。

備北圏の通勤者は三次市と庄原市の間で相互に流出・流入が見られ、結びつきが強いと考えられます。

続きまして、スクリーンの図は、通学に伴います都市間の流出・流入人口を示しております。

広島圏域の通学者は、他市町から広島市への流入が最も顕著となっております。

先ほどと同様、安芸高田市や竹原市では、他の圏域への流出もありますが、広島市や東広島市、呉市への流出率が高く、広島圏域との結びつきが強い状況でございます。

備後圏の通学者は、やはり他市町から福山市への流入が最も顕著となっております。

三原市では、広島市や東広島市への流出も確認できますが、尾道市や福山市への流出率が高く、備後圏との結びつきが強い状況です。

備北圏の通学者は、三次市と庄原市の間で相互に流出・流入が見られます。

三次市は、広島市への流出も確認できますが、庄原市との結びつきが強い状況でございます。

続きまして、スクリーンの図は入院に伴います区域間の流出・流入人口を示しております。

広島県の地域医療構想では県内を七つの地域に分けておりまして、例えば備北地域で括弧書きで「83.6%」と記載しておりますのは、三次市と庄原市に在住の方で一般入院をされた方のうち83.6%は自区域内で入院されているということでございます。

残りの16.4%の方は三次市、庄原市以外の地域で入院されたということでございます。

その他の各区域を見ましても、入院患者の受療動向は70%以上が自区域内で完結しておりまして、設定された区域で一定の医療機能が充足されているものと考えられます。

二つ目の「都市の地理的位置による検証」についてでございます。

各圏域の範囲内はそれぞれ中心市の広島市、福山市、三次市からおおむね1時間程度で移動できる範囲であることを確認いたしました。

スクリーンには各圏域の中心市間の車による移動時間を参考にお示ししております。

国が実施したアンケート調査によりますと、日常生活圏の時間距離の目安は20分から1時間程度となっており、圏域の設定は中心市から時間距離で1時間程度に収まる範囲が妥当と考えられまして、県内各都市の地理的位置関係や広域交通網の配置状況を勘案いたしましても、妥当な設定であると考えております。

三つ目の「上位計画との整合性」についてでございます。

こちらのスクリーンは「広島県土地利用基本計画」を示しております。

広島県におきます適正かつ合理的な土地利用に関する基本方針を定めました「広島県土地利用基本計画」では、自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案いたしまして、広島地域、備後地域、備北地域の三つの地域に区分しております。

こちらの上位計画の区分とも整合させております。

以上、ここまで説明させていただきました観点から、全体といたしましては、生活圏の広域化が進んできており、県民の日常生活による結びつきの面から、現行の区域マスタープランで22区域としてきたものを3圏域とすることといたしました。

マスタープランの策定に向けた検討は、事務局を都市計画課が務めまして、庁内組織で構成しております都市計画推進協議会において県庁各部局と調整し、また、市町と構成しております圏域内都市計画調整会議におきまして、各市町とも調整をしながら案を策定してまいりたいと考えております。

併せまして、国の関係機関とも協議をさせていただきながら、進めてまいりたいと考えております。

なお、作成途中には、当審議会へ中間報告をさせていただきながら、最終的には諮問をさせていただきたいというふうに考えております。

最後に、都市計画区域マスタープランの策定スケジュールといたしましては、今年度は関係機関との協議を行いながら検討を進めてまいりまして、11月並びに2月の都市計画審議会におきまして中間報告をさせていただき、マスタープランの素案を作成したいと考えております。

年度が明けまして、令和2年度には公聴会の開催などの手続を経まして、11月の審議会において諮問をさせていただく予定としております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○**渡邊委員** 説明ありがとうございました。

スライドの 15 枚目、「都市づくりの基本圏域」の図で見ていただくと一番わかりやすいと思うのですが、現行の区域マスタープランは 22 の都市計画区域それぞれについて策定しているのだけれども、新たな区域マスタープランは三つの圏域でつくりますというのは、イメージはわかるのですが、都市計画区域外も含めてつくるという意味なのか、それとも、例えば広島圏域、備北圏域の、この 15 ページの右側でいくとピンクの部分が多分都市計画区域だと思うのですが、そこだけを対象にするのか、それとも黄緑色のところ(都市計画区域外)も含めるのか、そのあたりはどのようにお考えなのでしょう。

○**事務局** 基本的には都市計画区域について定めるものとなっておりますが、今、都市計画区域と都市計画区域外を明らかに分けるというのは非常に難しい社会状況でもあります。そういったことも含めまして、周囲の圏域に入るエリアも含めながら検討を進めてまいりたいと考えています。

○**渡邊委員** ありがとうございました。

○**藤原会長** ほかにいかがでしょうか。

マスタープランなので、空間の話がたくさん出ているのですが、時間(計画期間)のほうはいじれないのですね。この間の技術革新や社会の動きがものすごく早いことを考えたときに、やっぱり 10 年、20 年という時間の長さはいじれないのですね。

○**事務局** 一応マスタープランといたしましては、おおむね 10 年というスパンで設定をいたしますが、今、会長がおっしゃられましたように、時代の進みにあわせて 5 年ごとに基礎調査などが行われます。そういった結果も踏まえまして、検証を行いながら、変更の必要が生じた場合には、どのような対応をしていくかということもあわせて検討・検証してまいりたいと考えております。

○**藤原会長** ありがとうございました。

○**杉原委員** 現行のものでしたら市町がマスタープランをつくられていたのを広域的にするということは、どこが主体となって作成することになるのでしょうか。

○**事務局** 都市計画区域マスタープランの位置づけでございますが、先ほどの報告事項で中間報告をさせていただきました広島県都市計画制度運用方針に基づきまして、県が広域のエリアでの都市計画区域マスタープランを策定いたします。その都市計画区域マスタープランに基づき、今度は各市町におきまして、市町のマスタープランを策定していくという階層構造になっております。

○**杉原委員** これまで市町のほうが先立ったりしていたのですが、今度は県の広域マスタープランが先にできて、そのあと市町のほうをつくっていただくことになるのでしょうか。

○**事務局** 策定の順番につきましては、これまでもまずは県のほうで都市計画区域マスタープランを策定いたしまして、その後、各市町のマスタープランを策定するという流れになっておりまして、順番は、現行のものも、これからやるものも同様でございます。

○渡邊委員

資料の10ページの「日常生活における結びつきの検証」はすごくわかりやすいなと思うのですが、例えば広島圏域だと、西のほうは、「山口県」と書いてあって、多分岩国市との関係が出てくるのだと思いますし、私の(大学のある)福山市だと隣の岡山県の笠岡市や井原市などが関係があるのですが、この区域マスタープランを策定するときに、隣接する県との調整は何か勘案されてつくられるのでしょうか。

○事務局 基本的には隣接県との調整という形は図っておりませんが、検討・検証していく中でそれらの影響はいろんな数字に出てくるものと考えております。

それが、排除する成分でカウントできるのか、あるいはやはりそれらも考慮しなければいけないのかというのは、その検討段階で考えてまいりたいと考えています。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○藤原会長 多分、1日生活圏がどんどん広がっているので、行政区域を越えた生活圏というのは仕方ないのですね。特にバスの運行など、色々なことがあります。そういったものはできるだけ調整をしていただくようお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○西名委員 今まで22区域あったところを三つの圏域にまとめられて、作成されることは理解したのですが、22もあったときにはそれぞれの市町村の意向の調整みたいなことが比較的容易ではあったのかなという気がするのですが、3圏域にまとめてしまうと、結構あれこれ、何だかんだ、いろいろ市町村が意見を言って、まとまらないというか、まとめるのに時間がかかるというようなことはないのかなというのが一つ、それから、もう一つには、まとめてしまうと、もちろん三次と福山とそれから広島を中心とした圏域だと言われれば確かにそうなのですが、中心市街地があって、それから少し郊外的なところの、全体的なところを含んでくるというふうなことになりますから、逆に言うと、この3圏域ごとでの特徴、特色みたいなものがかえって薄れてしまう、要するに3圏域それぞれつくったけれども、どれもみな同じになってしまったというような、そういうおそれはないのかなというふうなことがもう一つ。いかがでしょうか。

○事務局 まず、一つ目の御質問でございますけれども、2番目の御質問とかぶるところはあるかもしれないのですが、このたび3圏域にまとめるという提案をさせていただいているわけなのですが、まとめる段階に当たっては、その圏域ごとにぶら下がっております各都市計画区域の記述もしていきたいと考えております。

市町との調整につきましては、現行の都市計画区域マスタープランにおきましては、人口フレーム、商業フレーム、工業フレームなどの数字的なものについては、それぞれの圏域で現行のものもやってまいりました。当然のことながら、各市町さんからいろいろな御意見をいただきます。

そのあたりの調整がこのたびは、冒頭の都市計画制度運用方針でも御説明をさせていただきましたが、人口減少というのが如実に反映される。これまでは拡大基調だったと思いま

すが、それが具体的に数字として下がってくるものをお示ししながらの議論になります。

そういった点で、各市町との調整、それから今後の都市計画のあり方についての議論がこれまで以上に厳しいものになるのではないかと考えております。

あとは、圏域ごとにまとめることについてでございますが、他の都道府県の中でも大体このような考え方でやっている事例もございまして、こういう形でまとめることについては問題はないと、国のほうからも了承をいただいております。

あとは、検討から策定の間、各市町との調整、並びに、国交省や、農水省、こちらの方との調整なども行いながら、この圏域での都市計画がどのようなものかというものをお示しできればと考えております。

○西名委員 ありがとうございます。

来年もうマスタープランを決定して告示するという話ですから、結局 1 年ぐらいしか、1 年半ぐらいですかね、しかないので、大丈夫なのかなというふうに思ったのですが、要らない心配ですかね。

○事務局 御心配いただきありがとうございます。

スケジュール的には大変厳しゅうございますが、来年が目標年ということで、その次以降の計画については早くお示しをさせていただき、先ほどの御質問にもありましたけれども、この県の都市計画区域マスタープランに基づき、今度は市町単位でマスタープランを作成していきますので、そちらのほうからも早急にこれをまとめるようにというお声もいただいております。

それを踏まえまして、今年、来年にかけてこの検討を進めてまいりたいと思っております。

○西名委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○村田委員 先ほどもう既にお話しいただいているような気もするのですが、個々の市町につきましては、スケジュール的にどういう段階で意見聴取なり意見の交換なりが行われるのでしょうか、タイミング的に。

○事務局 これから議論を進めまして、圏域ごとに、圏域内都市計画調整会議を 3 回予定しておりまして、ここで各市町からの御意見あるいは意見調整などをしていく予定としております。

○村田委員 先ほども御指摘があったところですが、かなり短い期間で、もう 7 月ですけれども、策定することになると思いますので、しかも各市町のほうでも情報を集めたりしないといけないと思いますが、そのあたりのところがやっぱりちょっと、市町のほうが大丈夫かなという心配があったりしますので、よろしく願いいたします。

○事務局 まず、この検討に当たりましての基礎調査といいますか、データ収集などにつきましては既に始めさせていただいております。

市町のほうにつきましても、この予定表につきましては既にお示しはさせていただいており

まして、できるだけ早く決めてほしいということをお願いしております。

短い時間ではありますが、しっかりと議論していきたいと思っております。

○**藤原会長** ほかにいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** ないでしょうかね。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** 特にないようですので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。

事務局にお戻しします。

3 閉会

○**司会** 委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

次回の審議会は11月を予定しております。

議案や日程等の調整次第御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

閉会 14:56

(別紙)

広島県都市計画審議会委員名簿

R1.7.25 現在

2条1項1号委員(学識経験のある者)

出席	氏名	役職名	摘要
○	すぎ 杉 原 数 美	広島国際大学教授	
○	わた 渡 邊 一 成	福山市立大学教授	
○	ふじ 藤 原 章 正	広島大学教授	会長
○	にし 西 名 大 作	広島大学教授	会長代理
○	おお 太 田 育 子	広島市立大学教授	
○	むら 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授	
○	はら 原 田 弘 子	内閣官房地域活性化伝道師	

2条1項2号委員(関係行政機関の職員)

	氏名	役職名	摘要
○	みず 水 谷 誠 誠	中国地方整備局長	
○	おお 大 浦 久 宜	中国四国農政局長	
○	ど 土 肥 豊	中国運輸局長	
○	いし 石 田 勝 彦	広島県警察本部長	

2条1項3号委員(市町長を代表する者)

	氏名	役職名	摘要
○	よし 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員(県議会の議員)

	氏名	役職名	摘要
○	う 宇 田 伸	県議会議員	
○	き 城 戸 常 太	〃	
○	おか 岡 崎 哲 夫	〃	
○	とみ 富 永 健 三	〃	
○	まつ 松 岡 宏 道	〃	
○	なか 中 原 好 治	〃	
○	た 田 川 寿 一	〃	

2条1項5号委員(市町の議会の議長を代表する者)

	氏名	役職名	摘要
○	なか 中 村 武 弘	府中町議会議長	